平成２４年（フ）第１６１号
千葉県袖ケ浦市蔵波台６丁目19番地７　メゾンブランシェＡ202号
債務者　秋山美由紀
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第１６６号
千葉県木更津市菅生689　かもめメディカルケアセンター内、住民票上の住所千葉県木更津市清見台南２丁目11番４号　ファミールハイツ203号
債務者　松本　迎子
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第１号
千葉県君津市南子安４丁目４番２号　202
債務者　黒沼　留美
１　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２０９号
新潟県長岡市関原町１丁目895番地14
債務者　長谷川　裕
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第２４８号
愛知県豊田市浄水町原山388番地　シャルマ・ルム豊田Ａ101号、前住所愛知県豊田市泉町１丁目６番地１　レオパレス泉壱番館106号
債務者　牧野　良二
１　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
岡山県倉敷市中庄2379番地４レオパレスウイング近藤Ｖ306
債務者　左子みゆき（旧姓高倉）
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２号
岡山県倉敷市浜ノ茶屋２丁目10番13―Ｃ204号市営浜ノ茶屋南団地
債務者　能登　達志
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３８号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目４番地　Ｍ１―152号室
破産者　小川　正弘
１　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
２　一般調査期日　平成25年４月３日午前11時
平成25年２月14日　釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
京都府京丹後市弥栄町木橋1368番地の１
破産者　吉岡智奈里
１　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
２　一般調査期日　平成25年４月24日午前10時30分
平成25年２月13日　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３３号
京都府与謝郡与謝野町字上山田1270番地１、破産手続開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字四辻734番地
破産者　加畑　清治
１　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
２　一般調査期日　平成25年５月15日午前10時30分
平成25年２月13日　京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第６１６８号
大阪市中央区谷町４丁目８番12―502号
破産者　西川　利彦
１　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
２　一般調査期日　平成25年４月22日午後３時30分
平成25年２月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１４５号
大阪府南河内郡河南町大宝４丁目12番11号
破産者　上原　達也
１　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
２　一般調査期日　平成25年５月20日午後３時
平成25年２月13日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第１４２００号
愛媛県松山市千舟町５丁目７番地６
破産者　ＮＩＳグループ株式会社
特別調査期日　平成25年３月13日午後４時
平成25年２月13日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２３号
松江市東奥谷町40番地６
破産者　竹内　洋介
異議申述期間　平成25年４月５日まで
平成25年２月14日　松江地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第１９０５号
福岡県糟屋郡志免町田富３丁目10番20号世利ハイツ鉦吾103号
破産者　黒﨑　純子（旧姓三留）
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２００１号
青森県むつ市大畑町新町20番地
清算株式会社　マルウオ商事株式会社
代表清算人　菊池　晋輔
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所第２民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０２３号
東京都台東区三ノ輪１丁目28番12号
清算株式会社　株式会社元気ホーム
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２０５３号
東京都文京区本郷３丁目42番５号
清算株式会社　株式会社銘品くらぶ
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２００２号
東京都港区芝大門２丁目11番４号
清算株式会社　共生イノベイト株式会社
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第５号
長野県千曲市大字粟佐1120番地３
特別清算会社　株式会社エレガンス
清算人　轟　　光昌
１　決定年月日　平成25年２月13日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所上田支部